

夜間金庫規定

1. (利用目的)

当組合の夜間金庫（以下「夜間金庫」といいます）は、当組合における本人名義の当座勘定もしくは普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. (利用方法)

(1) 夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当組合所定の入金票とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

3. (預金への受入処理)

(1) 夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱にあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当組合はその責任を負いません。

4. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうへ受け取ってください。

5. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行なってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. (鍵、入金袋・毀損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取り替えに要する費用を負担していただきます。

7. (損害の負担等)

夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても、当組合は責任を負いません。

8. (手数料)

夜間金庫の利用にあたり、組合所定の手数料を申し受けます。

9. (解約等)

(1) この契約は本人または当組合の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。

す。この場合には投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店に返してください。

- (2) 当組合の都合により契約を解約する場合は、契約者に通知する事により解約する事が出来るものとします。この場合、通知書到着の如何に関わらず通知書を発送した日を解約日といたします。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入することはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月現在)